

市報第13号

令和7年度横浜市公営企業会計予算の繰越額使用計画の報告

地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度横浜市下水道事業会計予算、令和7年度横浜市埋立事業会計予算、令和7年度横浜市水道事業会計予算、令和7年度横浜市工業用水道事業会計予算、令和7年度横浜市自動車事業会計予算及び令和7年度横浜市高速鉄道事業会計予算の繰越額の使用に関する計画を次のように報告する。

令和8年9月9日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

令和 7 年度横浜市下水道

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 下水道事業 資本的支出			円 101,372,340,325	円 63,979,976,975	円 32,261,898,042
	1 建設改良費		101,372,340,325	63,979,976,975	32,261,898,042
		下水道整備事業	101,372,340,325	63,979,976,975	32,261,898,042

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
国庫補助金	繰越工事資金	損益勘定留保資金等			
円 9,291,880,000	円 20,011,496,000	円 2,958,522,042	円 5,130,465,308	円 -	
9,291,880,000	20,011,496,000	2,958,522,042	5,130,465,308	-	
9,291,880,000	20,011,496,000	2,958,522,042	5,130,465,308	-	主として、資材納入が遅延したため

令和 7 年度横浜市下水道

地方公営企業法第26条第 2 項

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 下水道事業 資本的支出			円 292, 045, 600	円 168, 300, 000	円 123, 745, 600
	1 建設改良費		292, 045, 600	168, 300, 000	123, 745, 600
		下水道整備事業	292, 045, 600	168, 300, 000	123, 745, 600

事業会計予算繰越計算書

ただし書の規定による事故繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
損 留	益 保	勘 資	定 金			
			円 123,745,600	円 -	円 -	
			123,745,600	-	-	
			123,745,600	-	-	工法の調整に日時を要したため

令和 7 年度横浜市埋立

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 資 本 的 支 出			円 1, 242, 730, 980	円 300, 674, 284	円 155, 877, 320
	1 埋 立 事 業 費		1, 242, 730, 980	300, 674, 284	155, 877, 320
		南 本 牧 埋 立 事 業	592, 730, 980	258, 687, 284	144, 013, 320
		建 設 発 生 土 受 入 事 業	650, 000, 000	41, 987, 000	11, 864, 000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
損 益 勘 定 金 留 保 資 金			
円 155,877,320	円 786,179,376	円 -	
155,877,320	786,179,376	-	
144,013,320	190,030,376	-	先行工事の遅れに伴い工事が遅延したため
11,864,000	596,149,000	-	関係機関との調整に日時を要したため

令和 7 年度横浜市水道

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
1 水道事業 資本的支出			円 54,643,117,000	円 31,295,882,822	円 21,683,712,000
	1 建設改良費		54,643,117,000	31,295,882,822	21,683,712,000
		配水管整備事業	33,552,167,000	22,007,547,552	10,353,469,000
		基幹施設整備事業	19,897,377,000	8,426,072,196	11,277,521,000
		その他の 建設改良工事	1,193,573,000	862,263,074	52,722,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
企 業 債	国庫補助金	分担金及び 負担金	損 益 勘 定 留 保 資 金			
円	円	円	円	円	円	
9,064,000,000	3,299,050,000	233,409,000	9,087,253,000	1,663,522,178	-	
9,064,000,000	3,299,050,000	233,409,000	9,087,253,000	1,663,522,178	-	
7,857,000,000	444,415,000	143,807,000	1,908,247,000	1,191,150,448	-	主として、工法の調整 に日時を要したため
1,207,000,000	2,854,635,000	89,602,000	7,126,284,000	193,783,804	-	主として、工法の調整 に日時を要したため
-	-	-	52,722,000	278,587,926	-	主として、契約手続に 日時を要したため

令和 7 年度横浜市工業用水道

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
工業用水道事業 1 資本的支出			円 1,488,628,000	円 1,027,526,082	円 41,620,000
	1 建設改良費		1,488,628,000	1,027,526,082	41,620,000
		工業用水道 施設整備事業	1,488,628,000	1,027,526,082	41,620,000

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説 明
損 益 勘 定 金 留 保 資 金 円 41,620,000	円 419,481,918	円 -	
41,620,000	419,481,918	-	
41,620,000	419,481,918	-	主として、関係機関との調整に日時を要したため

令和 7 年度横浜市自動車

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額
1 自動車事業 資本的支出			円 4,970,574,391	円 3,101,873,631	円 521,436,512
	1 建設改良費		4,970,574,391	3,101,873,631	521,436,512
		自動車改良事業	4,970,574,391	3,101,873,631	521,436,512

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

左 の 財 源 内 訳	不 用 額	翌年度繰越額に係る繰越を要するた な卸資産の購入限 度額	説 明
企 業 債			
円 521,436,512	円 1,347,264,248	円 -	
521,436,512	1,347,264,248	-	
521,436,512	1,347,264,248	-	主として、仕様の調整に日時を要したため

令和 7 年度横浜市高速鉄道

地方公営企業法第26条第 1 項の

款	項	事業名	予 算 計 上 額	支払義務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左
						企 業 債
1 高速鉄道事業 資本的支出			円 17,462,954,586	円 11,831,204,728	円 3,937,790,809	円 2,988,674,291
	1 建設改良費		17,462,954,586	11,831,204,728	3,937,790,809	2,988,674,291
		高速鉄道改良事業	17,462,954,586	11,831,204,728	3,937,790,809	2,988,674,291

事業会計予算繰越計算書

規定による建設改良費の繰越額

の 財 源 内 訳				不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額	説 明
一 般 会 計 出 資 金	国 庫 補 助 金	一 般 会 計 補 助 金	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
円 783,389,961	円 63,210,106	円 70,233,451	円 32,283,000	円 1,693,959,049	円 -	
783,389,961	63,210,106	70,233,451	32,283,000	1,693,959,049	-	
783,389,961	63,210,106	70,233,451	32,283,000	1,693,959,049	-	主として、実施工程を 見直したため

参 考

地方公営企業法（抜粋）

（予算の繰越）

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかつたものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。